

人権口コミ講座 13

この冊子は、府民の皆さんに、生活に関わる身近な話題や社会的に関心の高まっている話題をもとに、「人権」について様々な角度から考えていただけるよう、(財)世界人権問題研究センターの協力を得て2011年末に京都新聞に連載した「人権口コミ情報」により作成したものです。

人権について具体的に考えていただくきっかけとして活用していただければ幸いです。

VOL.1 土地差別調査問題について
平沢安政 [1]

VOL.2 東日本大震災と人権
— 命と絆の大切さを学ぶ
坂元茂樹 [3]

VOL.3 拉致問題と人権
薬師寺公夫 [5]

VOL.4 子の奪取に関するハーグ条約
安藤仁介 [7]

VOL.5 災害弱者の保護と個人情報保護
土井真一 [9]

VOL.6 15歳未満の臓器提供について
中井伊都子 [11]

VOL.7 災害と外国籍府民
仲尾 宏 [13]

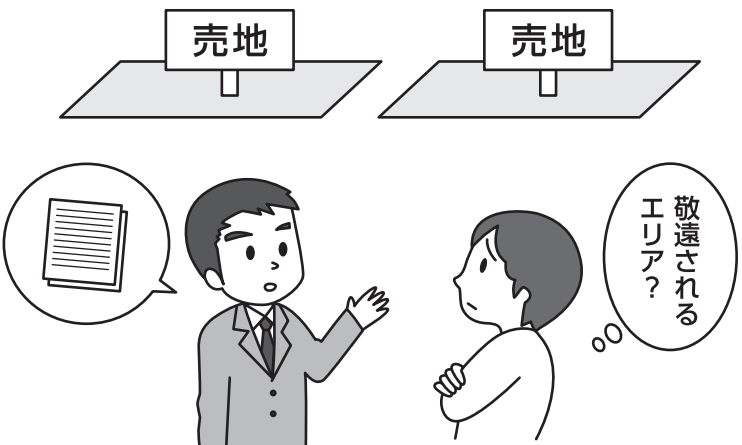
VOL.8 障害のある人の人権 — ソーシャル
インクルージョンの社会を目指して
松波めぐみ [15]

VOL.9 労働災害後遺症における男女差別
吉田容子 [17]

土地差別調査問題について

(財)世界人権問題研究センター 研究第五部長 大阪大学大学院人間科学研究科教授 平沢安政

2007年に大阪府で「土地差別調査事件」が発覚しました。この事件は、マンション建設に関わる事前調査を行ったリサーチ会社が、同和地区や在日外国人居住地域、精神病院や障害者施設の所在地域などを「敬遠されるエリア」「地域下位地域」などと表現した報告書を作成し、それを広告会社が購入して開発業者に提供していたというものです。またこの事件発覚後に、同種の調査がかなり以前から複数の会社によって、京阪神を中心に数百か所にのぼる地域で行われてきたことが確認されています。



「土地差別調査」に関与した業界団体の中には、「顧客がそのような情報を求めているから」とする声もあります。実際、京都府が2010年12月から2011年3月にかけて宅建業者(約3500社)を対象に実施した「人権問題についてのアンケート」調査結果でも、「取引物件の所在地が同和地区かどうかの質問を受けた業者」が44%となっており、そのうち88%が「一般消費者から」と答えていることから、一般市民の間に存在する差別意識が事件の背景に存在することを押さえておく必要があります。また、「取引物件が同和地区である

かどうか」の質問に対して、「差別につながる」と考えている業者はわずか22%と少なく、業界団体に対して人権問題の正しい理解を図る取り組みをすすめることも不可欠です。この事件に関与した各種業界団体に求められるのは、社会的な差別意識を維持し、補強するようなビジネスを行うことではなく、むしろリサーチ、広告、不動産開発等の専門性を十分に発揮しながらまちづくりに貢献することです。人権のまちづくり・コミュニティづくりのためには、市民、行政、NPO、企業など、あらゆるアクター(行為主体)の協働が不可欠です。そのような取り組みこそが、人権教育・啓発にとって大きな効果をあげ、また部落差別をはじめとする「忌避意識」の解消につながるのではないのでしょうか。

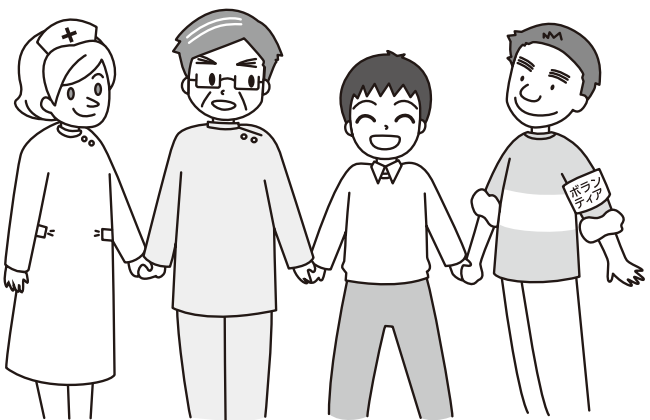
東日本大震災と人権―命と絆の大切さを学ぶ

財世界人権問題研究センター研究第一部長 神戸大学大学院法学研究科教授 坂元茂樹

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、東北3県に壊滅的な打撃を与えるとともに、福島第一原発の原子力事故も加わり、日本は未曾有の危機に直面しました。死者が1万5千人を超えという人的被害の甚大さは、自然災害の怖さを改めて実感させました。

震災から約1年が経過する現在でも、多くの人々が避難生活を送っています。

震災後、生死を分けるといわれる72時間以内の救助活動には、日本のみならず外国の救助隊の応援がありました。震災から1週間以内に14カ国が援助隊を送



り、また医療スタッフを送ってくれた国もありました。2011年4月末の時点で104の国・地域・機関から物資や寄付金の援助があったことです。国際社会が、日本の被災状況に心を寄せてくれたことがよく分かる数字です。

日本国民もまた東北の人たちに心を寄せました。震災後、多くの日本国民が示した援助の申し出やボランティア活動は、日本が決して「無縁社会」ではなく、連帯の心が残っている健全な社会であることを証明しました。2011年は日本にとって大きな試練の年になりましたが、同時に日本人が命と絆の大切さに気付かされた年といえましょう。

震災の復興には時間がかかるとは思いますが、その過程において、被災者の人権が保護されなければなりません。このときに、手掛かりを与えてくれるのが、1998年に国連人権委員会が採択した「国内避難民に関する指導原則」です。国内避難民には自然災害や人的災害により自宅を離れることを余儀なくされた人も含まれます。同原則は、国内避難民がいかなる権利および自由の享受においても差別されないことを確認しています。被災者が、生活再建ができるまで、国と自治体は、この指導原則に沿って人権に配慮した支援を続ける必要があります。

拉致問題と人権

財世界人権問題研究センター研究第一部嘱託研究員 立命館大学法務研究科教授 薬師寺公夫

みなさんは、12月10日から16日が、北朝鮮人権侵害問題啓発週間となっていることをご存知でしょうか。この週間は、国民の間で拉致問題についての関心と認識を深めるために、2006年の「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」に基づいて設けられ、地方公共団体も国とともにこの週間にふさわしい事業を実施することが求められています。

1970年代から1980年代にかけて、日本各地および欧州で北朝鮮による日本人の拉致が多発しました。日本政府は、現在17名を北朝鮮による拉致被害者として認定していますが、認定被害者のほかにも拉致された可能性のある人がいるという認識の下に、捜査

及び調査を続けています。

2002年9月の第1回日朝首脳会談において、北朝鮮は長年にわたり否定してきた日本人の拉致を認め、謝罪しました。その後、同年10月に5名の被害者の24年ぶりの帰国が実現しましたが、他の被害者については、未だに安否は不明です。安否不明の12名の内、北朝鮮は、8名は死亡、4名は北朝鮮に入っていないと説明しています。が、死因の不自然さ、遺骸が一切存在しない、死亡を証明する真正な書類が一切存在しないなど、説明の信ぴょう性が疑われる点が多数あります。また拉致の責任者2名を処罰したという説明にも、裁判記録の写しの多くの部分が削除されているなど疑問点があります。2008

年6月開催の日朝実務者協議の中で、北朝鮮は再調査を約束しましたが、9月に調査開始を見合わせる旨の連絡があり、それ以降協議プロセスは事実上停止しています。

2005年以降毎年国連総会は、日本政府がEU等と共同提案した北朝鮮の人権状況に関する決議を採択し、その中で外国人の拉致に関する未解決の問題の早急な解決を求めています。2010年に効力を発生した強制失踪条約も、拉致を強制失踪の一つの形態と認め、強制失踪の組織的な実行は人道に対する犯罪を構成すると定めています。

北朝鮮による拉致問題は、日本の国家主権に関わるというだけでなく、何よりも国民の生命と安全に関する重大問題です。生存者の即時帰国と拉致被害者に関する真相究明をはじめとする拉致問題の早急な解決が求められます。



子の奪取に関するハーグ条約

(財)世界人権問題研究センター所長 京都大学名誉教授 安藤仁介

皆さんは「子の奪取に関するハーグ条約」のことを聞かれたことがありますか。奪取というのは子どもの意思に反する拉致ではなく、英語の abduction の直訳です。これは国際結婚が破綻したとき、「子ども」を父親か母親のいずれの親権に任せるのか、に関する諸国間の取り決めです。以前は、欧米人と結婚した日本人女性が夫の暴力や身勝手に耐えかねて、夫に無断で子どもを日本に連れ帰るケースが多かったのですが、最近では日本人と結婚した韓国・朝鮮・中国・フィリピンなどアジア人女性が、夫に無断で子どもを本国へ

連れ帰るケースも出てきました。

日本の法律は離婚に際して、父親か母親のいずれかが原則であり、日本の裁判所は夫が訴えても母親の親権を認めるのが普通です。しかし欧米では離婚後も両親が「共同親権」を持ち、離婚の際は裁判所が介入して、子どもから離された親に「面接権」を認めるなど離婚後の両親の権利義務をはっきり定めるのが普通です。しかもハーグ条約は、子どもが生まれ育った環境を急激に変えるべきではないとして、連れ帰られる



前の状態に戻すこと、つまり夫の元へ戻すことを求めています。

そうした事情もあって、日本は先進国で唯一ハーグ条約に入らず、欧米諸国からも名指しで批判されてきました。ようやく条約に加入する準備を始めました。もつとも妻が夫の暴力から自身や子どもを守ろうとするのは自然なことで、条約に入るとしても、その点を留保するとか、国内法を整備することは必要でしょう。世界で一番多くの国が批准している「子どもの権利条約」は『子どもの最善の権利』が実現されることを目的としており、「子の奪取に関するハーグ条約」もこの目的に沿うように運用されるべきです。

地震、原発事故、そして台風がもたらした山崩れや洪水。2011年、わが国は大規模な災害に襲われ、あまりにも多くの痛ましい犠牲者を出してしまった。

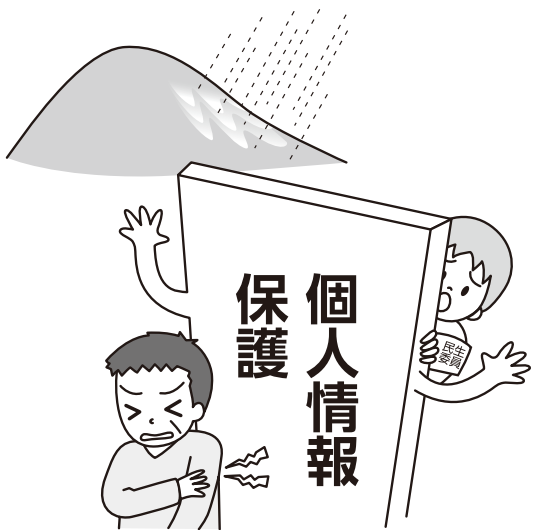
原発周辺の病院に取り残されたお年寄りの映像が物語るように、災害に見舞われたとき、自ら難を逃れ、わが身を助けることが困難な人たちがいる。高齢者や障害者などの災害弱者（災害時要援護者）である。

こうした人々の命を守るためには、地域の身近な人々の助けが不可欠である。安否を確認し、避難を支援する。こうした活動を迅速に行うためには、どのような災害弱者が、どこで生活をしているのかといった

情報が不可欠であり、自治体は要援護者名簿を作成し、地域の民生委員なども実情把握に努めている。

しかし、そうした情報を収集し、共有する際に、どうしても個人情報保護の問題が関わってくる。とりわけ、個人情報保護に関する法律や条例が、個人情報の目的外利用や第三者への提供を慎重に制限していることから、緊急の場合に、自治体の要援護者名簿を民生委員に提供したりすることが困難になっていると指摘される。

ただ、法律や条例は、人の生命などの保護のため緊急の必要がある場合には、本人の同意がなくても、個人情報や第三者に提供することを認めている。一方で



なければ、行方不明者の捜索などできないからである。個人情報を保護するために、人の生命を犠牲にするといった本末転倒が起きないように、この点が何よりもまず確認されなければならない。

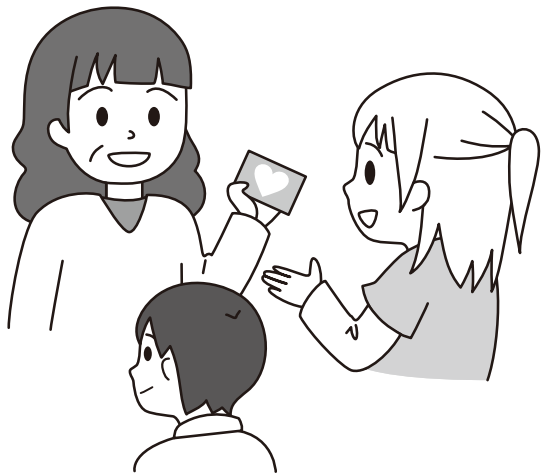
しかし、だからといって、要援護者名簿などの情報を安易に扱ってよいことにはならない。災害時に支援を必要とする理由の中には、心身の障害など、社会的差別の原因となる情報も含まれている。本当は差別をなくし、こうした情報が明らかになっても、誰も傷つくことのない社会を作らなくてはならない。ただ、困難な現実がある限りは、バランスのある解決が必要となる。自治体や地域の関係者が十分に協議をして、適切なルールに基づいて情報が円滑に利用できるようにすることが、いま求められているといつてよい。

15歳未満の臓器提供について

（財）世界人権問題研究センター研究第一部嘱託研究員 甲南大学法学部教授 中井伊都子

平成22年7月17日から、改正された「臓器の移植に関する法律」（以下、改正法といいます）が全面的に施行されました。これによって脳死が法的に人の死と認められ、書面による本人の意思が確認できない場合でも、家族の承諾によって脳死判定に基づく臓器提供がおこなわれるようになりました。また15歳未満の子どもでも家族の承諾があれば提供できるようになりましたが、18歳未満からの脳死臓器提供が行われる場合には、この改正法の運用指針にしたがって虐待がなかったことが判断される必要があります。

改正法施行後、平成23年10月末までに64件の脳死に



よる臓器提供が行われ、そのうちの55件が家族の承諾によるものでした。また10歳以上15歳未満からの提供、15歳以上18歳未満からの提供はそれぞれ1件ずつで、いずれも家族の承諾によるものでした。改正前の13年間に脳死で臓器提供が行われたのが86件であったことから考えると、臓器提供者数の拡大という改正法のおもな目的は達成されているといえるかもしれません。が、その一方で本人の意思で提供された事例は9件にとどまったという事実も見落とすことはできません。

現在、臓器提供の意思はインターネットで登録することも可能ですし、健康保険証や運転免許証などの裏面には臓器提供意思欄が設けられていますので、これからは本人の意思が最優先されるという本来あるべき医療が進むことを期待したいところですが、意思表示が可能ではない年齢の子どもからの臓器提供にはなお問題が残ります。脳死について国民的な議論が尽くされないまま、臓器提供するときだけに脳死判定を受けることによって、親に子の死の時期を判断させることのは是非、虐待の有無を判断するための児童相談所や警察などとの連携等、解決すべき課題はたくさんあります。臓器を提供する場合のみ脳死を人の死とする改正法のあり方は、私たちの死生観と深くかかわっています。日頃から家庭や職場・学校でこの問題をタブーとせず話し合える環境作りが求められる時期に来ているように思います。

災害と外国籍府民

(財)世界人権問題研究センター研究第三部長 京都造形芸術大学客員教授 仲尾 宏

2011年3月11日の東日本大地震と原発災害は日本だけでなく、世界を揺るがした大災害でした。行方不明者を含めて2万人近い人が命を落とされ、仕事も家も、財産もなくされました。そして住みなれた故郷にいつになったら戻れるかわからない不安な日々を今日も過ごしておられます。

さて、東北6県と茨城県には数万人の外国籍の人が暮らしていました。異国で突然の災害に見舞われた人びとの恐怖と不安はいかばかりであったことでしょうか。まして日本語が不自由であった人にとっては、精神的にも大きな傷を負ってしまった人もいます。私た



ちが外国で同じような災害に出会ったとしたらどうするでしょうか。

京都府には5万3千人の外国籍の人が暮らしています。中には日本に来たばかりの人も少なくありません。そんなとき、近隣の人たちとの日常の交流がある人はとても安心でしょう。

日本人もまず分けへだてなく助け合うことが必要です。それとともに、日ごろから避難場所、緊急医療機関、行政の相談窓口などの情報が言語の壁がある人々にも伝わっていることが望まれます。

また、京都府では、「災害時外国人サポーター」というボランティア制度をもっています。外国語ができる人がいざというときに、日本語が不自由なため地域や職場、街角で困っている人を助けることができるシステムです。また、京都府では「外国人のための防災ガイドブック」を7か国語で用意し、京都市では「地震・緊急時行動マニュアル」という小さな携帯用マニュアルを5か国語で用意しています。

阪神淡路大震災のときには神戸市などで朝鮮学校やその他の外国人学校では日本人の被災者を含めて助け合い、協力して復興につとめました。いつ、どこで起きるかもしれない災害に備えて、互いが「地球市民」であることを認め合い、万一の場合に備えて「共生」をころがけておきたいものです。

障害のある人の人権——ソーシャルインクルージョンの社会を目指して

財団法人権問題研究センター研究第五部専任研究員 松波めぐみ

「ソーシャルインクルージョン」(社会的包摂)とは、「あらゆる人が孤立したり排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み支え合う」という理念です。元々、欧州等で社会福祉における政策課題の一つでしたが、日本でも2000年に当時の厚生省がまとめた報告書で使われて以降、知られてきました。

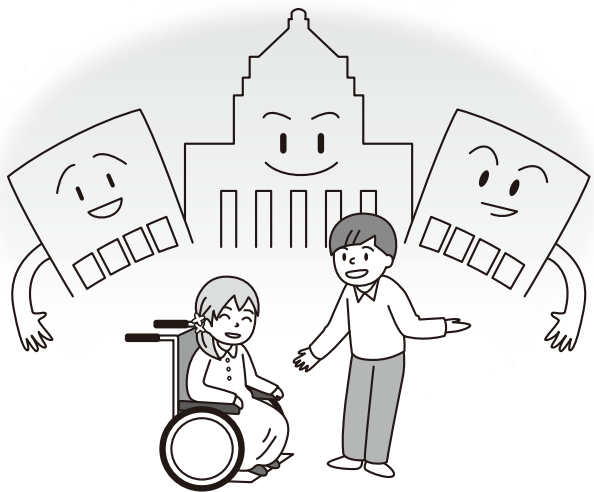
「あらゆる人を包み…」という抽象的に聞こえますが、私たちが暮らしているこの社会から「排除(エクスクルージョン)されてきた人々」がいるからこそ、その反対の「包摂(インクルージョン)」が求められたことを考えてみてほしいと思います。実際、社会的不

利を抱えた人(障害のある人や難病の人、ひとり親家庭、外国籍の人、ホームレス等)が孤立や経済的困窮に陥りやすく、社会参加しにくい状況があります。

障害のある人の場合を考えてみましょう。身体や知的に障害のある人は長い間、他の人と同じように学べない、働けないとされ、治療や訓練を名目に施設に入れられる等、一般社会から隔離されてきました。その結果、さまざまな人と出会い、生きがいをもって働いたり活動したりする機会を奪われてきました。また、精神疾患で入院した人は、病気が回復しても「社会の受け皿が整っていない」ために退院を拒まれる状況があります。

そして、大多数の健常者はこうした障害者の思いに気づかず、「障害や病気になれば、ただちに暮らしづらくなる社会」をつくってしまいました。「誰かを排除する社会」は、実はあなた自身を含む「誰もが安心して暮らせない社会」なのです。

2006年に国連で採択された障害者権利条約も「インクルーシブな(包摂する)社会」を掲げています。障害のある人が同じ権利をもつ「人」として受け入れられ、必要な支援は受けながら、当たり前前に地域の学校に通い、働き、地域社会で共に生きていけるように、学校・職場・地域は変わらざるをえません。違う背景をもつ人が出会えば摩擦や葛藤が起こりやすいのですが、それを乗り越え、私たちの中に「共生、連帯」の感覚を醸成していきたいものです。



労働災害後遺症における男女差別

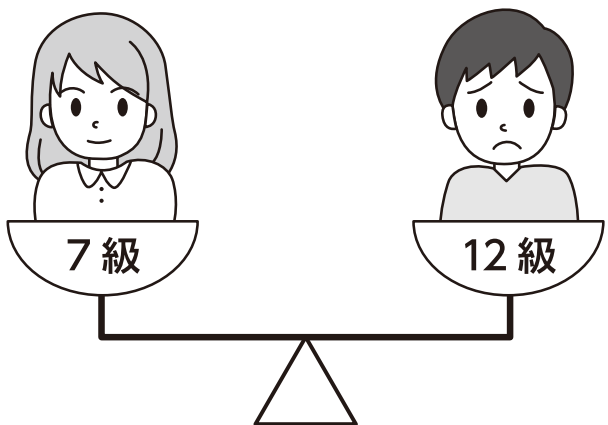
財世界人権問題研究センター研究第四部嘱託研究員 弁護士 吉田容子

Aさん(男性)は、勤務先での金属溶解作業中の事故により全身に火傷を負い、何度も手術を受けたものの、顔面、胸部、腹部、上下肢などに瘢痕(治療後の傷あと)や瘢痕硬縮(傷のひきつれ)などが残りました。

この後遺障害について、Aさんが、労働者災害補償保険法に基づく障害補償給付の支給を求めたところ、労働基準監督署長は、外貌(顔面)の著しい醜状障害とそれ以外(上下肢や胸部・腹部など)の醜状障害とを併合し、第11級該当との認定をしました。しかし、仮にAさんが女性であれば併合第5級該当との認定となっていたはず。何故なら、障害補償給付額の基

準となる「障害等級表」において、「外貌に著しい醜状を残すもの」が男性の場合は第12級、女性の場合第7級とされていたからです。これは女性を優遇したものではありません、「女性は顔(外見)」という男性社会が作り上げた価値観に基づく格差でした。

納得できないAさんは、この「障害等級表」は、性別による差別的取扱いであって憲法第14条第1項に違反すると主張し、京都地方裁判所に訴訟を提起しました。被告である国は、外貌の醜状が第三者に与える嫌悪感、本人の精神的苦痛、就労機会の制約などには男女差があると主張しましたが、裁判所は被告の主張を



斥け、Aさん勝訴の判決をしました(2010年5月27日)。著しい外貌醜状障害について性別により5級もの差を設けることに合理的理由はなく、本件「障害等級表」は憲法第14条に違反すると判断したのです(国は控訴を断念し、本判決は確定)。

翌年2月1日、厚生労働省は、前記「障害等級表」のうち外貌醜状障害に関する部分を改正し、外貌醜状に関する男女の等級を同一のものとしました。

労災保険の「障害等級表」は、自賠責の「後遺障害別等級表」や公務員の災害補償における「障害等級表」などの参考とされており、この判決は大きな意味がありました。画期的な判決を獲得したAさんと弁護団の頑張りに敬意を表したいと思います。